

第10回国立市介護保険運営協議会

平成29年3月17日（金）

【林会長】

皆様、こんばんは。定刻となりましたので、第10回国立市介護保険運営協議会を始めたいと思います。

まず最初に議事録の承認ですが、その前に事務局から、本日の配付資料等の説明がありますので、事務局よろしくお願いします。

【事務局】

では、すみません、皆様のお手元に本日の配付資料ということで、会議の次第と、No.32の資料をお配りさせていただきました。1週間ほど前に事前に皆様に送らせていただいた資料No.30と全く同じものなのですが、No.30というのは前回の運協の資料でございまして、そこに私が気がつかず同じ番号を使ってしまいましたので、本日No.32ということで、番号を変えたものを配付させていただきました。どうも申しわけございません。

以上です。

【林会長】

はい。ありがとうございました。

それでは議事録の承認についてですが、前回第9回の議事録について、何かお気づきの点、ございましたでしょうか。

事務局のほうには何か、連絡は来ていませんか。

【事務局】

特にございません。

【林会長】

はい。それではこのまま承認ということで、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

次第の2は、計画策定の審議項目についてです。これから計画を策定していく上で、委員の皆さんには、高齢者保健福祉計画に関係する個々の施策について、なじみのない方もいらっしゃると思います。今後検討部会を立ち上げるに当たっても、現在どのような施策があり、また介護保険事業計画と一体に策定するためには、どこの部分で関連付けられるのか、具体的に示された資料をもとに、事務局から説明させていただきます。

事務局、お願いします。

【事務局】

それでは、本日配付させていただきました、資料No.32をまずご用意ください。審議していただく項目といたしましては、前回の表でも、一応幾つか示させていただいたところではございますけれども、実は前回の運協が開催された後に、国から介護保険の事業計画につきまして、基本指針の素案というものが提示されました。どういうことかと申しますと、介護保険事業計画は、介護保険法という法律に基づいて、その根拠をもって市町村が事業計画を定めていくというふうになっておりますけれども、その中でどんな事項を記載していくのかというところは、国のほうで基本的な指針を指し示すので、そこに沿った形で事業計画をつくっていくようにということで、法律上定められております。

前回の運協のときには、この第7期事業計画についての基本指針というのは、まだ示

されていなかったところですが、2月27日に国の社会保障審議会介護保険部会という会議におきまして、第7期事業計画に対してこういう指針で行きたいという案が示されましたので、その案と、国立市が独自に政策を展開していくに当たって、何を基準に動くのかという基本構想・基本計画というのが、実は平成28年度に定められているんですが、そちらの中に示されている高齢者福祉の基本的な施策、それから皆様に以前お配りしました緑色の冊子の、後ろ半分に載っている高齢者保健福祉計画、それぞれの計画の記載事項であったり、あるいは施策であったり、あるいは今回資料No.32につきましては、右端の保健福祉計画に基づいて展開されている、国立市独自の、我々事務局は一般福祉政策とか、一般福祉事業と呼んでいるんですけれども、介護保険のルールによらない部分で、国立市が展開している高齢の方向けの福祉事業を列記させていただいております。

まず左端でございます、社会保障審議会介護保険部会において示されました、介護保険事業計画の基本指針というところを説明させていただきます。

まず、市町村介護保険事業計画の基本的記載事項としまして、日常生活圏域と、各年度におけるサービスの種類ごとの量の見込みというのを、記載するようになっております。この日常生活圏域という考え方は、国立市では従来、国立市丸ごと一つをもって、一つの住民の方の生活圏域という考え方を持って、地域密着型と言われるような、箱物という大変なんですけれども、介護保険の事業所を配置していくという考え方を示しているんですが、大きな非常に広い市などでは、幾つかの地区に分けて、この地区にはこれだけの介護保険サービスが必要だよというような、圏域分けというのがそれですが、その圏域について記載するようにと。

それから、各年度におけるサービスの種類ごとの量の見込みといいますのは、介護保険事業計画は3年を1期の事業計画と捉えますので、その3年間のうちの各年度、今回の第7期では、平成30年度から始まり、31年度、32年度、それぞれの年のさまざまな保険サービスの必要とされる量の見込みを出しなさいということを言っています。

行を下っていただきまして、3番として各年度における地域支援事業の量の見込みというの、記載するとなっております。地域支援事業といいますのは、直接市民の方が介護保険を保険として利用する部分ではなくて、基本的には予防サービスといったような、要支援の方が利用する部分であるとか、あるいは一般の元気な高齢者の方向けの予防事業であるとか、あるいはケアマネさんたちへの支援であるとか、そういったような直接の保険給付でない部分の、どれだけの量が見込まれるのかというところ。

それから4番としまして、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防または軽減もしくは悪化の防止、介護給付等の適正化への取り組み及び目標設定というところで、これは高齢者の方が地域で自立していけるように、身体的な部分でなくて生活の部分の支援であるとか、といったようなことを目標として設定するようにという部分です。

そして、事業計画の任意記載事項というの、示されております。これは載せても、載せなくても大丈夫なだけけれども、この中から市の事業の方向性に沿って、載せてくださいねということになるんですが、まず1番として、地域包括ケアシステム構築のための重点的に取り組むことが必要な事項、そして、何行か下に下がっていただいて、各年度における介護給付等対象サービスの、種類ごとの見込み量と確保のための方策ですね。先ほどは、対象サービスの種類ごとの見込み量ということだったんですが、その見込み量をカバーするためにどんな施策ができるのかといったところは、任意で書いていいですよ、そういう項目に挙げられています。

そして3番としまして、地域支援事業に要する費用の額及びその見込み量の確保のための方策とあります。これも先ほど申し上げました地域支援事業の量の見込み、これが基本的な記載事項にあったんですけれども、それをどうやってカバーするののかというところが、任意の記載事項というところになってございます。

さらに、下のほうに下がっていただきまして、4番と出ている介護給付等対象サービス、及び地域支援事業の円滑な提供を図るための事業等に関する事項というところで、それぞれの事業の、直接の本体部分ではなくて、円滑に提供するために補うために行う、サポートするために行うような事業に関する事項というところがございます。

そして、その下にある5として、地域包括支援センター及び生活支援・介護予防サービスの情報公表に関する事項と。これは地域包括であったり、あるいは新総合事業と言われる生活支援、介護予防サービスについての情報を、どういうふうに第三者に向けて公表していくのかということに関する事項。

6番として、市町村独自事業に関する事項。保健福祉事業に関する事項や、市町村特別給付に関する事項というところが挙げられています。保健福祉事業という部分と特別給付というところは、市町村が独自に判断してやっていく部分になるんですが、国立市も保健福祉計画における事業といったものも挙げておりますし、あるいは第5期までは特別給付も行っていたことがございますので、またそういったものを考えていくのか、いかないのか、やる場合にはどういった特別給付なのかといったところを掲げるようにということでございます。

7番目としまして、療養病床の円滑な転換を図るための事業に関する事項ということでございますけれども、あまり療養病床という単語は聞かないかとは存じますけれども、これは介護保険の施設として、介護療養病床と言われる介護保険適用の療養型病院のベッドなんですが、こちらが法律の制度上は、老人保健施設に転換を図る等を行って、この療養病床はいずれ廃止していくという方針が国のほうで決まっているんですが、今のところまだまだ、療養病床というタイプの介護保険適用の病院がたくさん残っているということで、その転換を促進していきたいということで、任意の記載事項としてこちらに出てきているところでございます。

これが国のほうで市町村の事業計画に入れてもらいたい、入れていってほしい、あるいは入れなければいけないといった基本的な指針でございます。

これに対して、国立市としてどういうスタンスでこれらの事業展開を図っていくのかということで、右側2つが国立市の出している計画関係になります。

真ん中の基本計画で、政策4基本施策10と書いてあるんですけども、こちらの基本計画はホームページでも公表されているんですが、何分200ページを超えるかなり分厚い計画書になっておりますので、今回配付は見送らせていただいております。もしこの全文を見たいということであれば、インターネットのホームページで見ていただく、所管のほうにお申しつければお貸しすることはできますので、そちらで対応させていただきたいと思っております。

こちらの基本構想・基本計画と呼ばれるものは、国立市の行政として、どういうふうに自治体としてのサービスを展開していくのか、自治体としてどういうふうに市民の福祉向上に取り組んでいくのかというところをまとめてございます。その中で、高齢者の方に関する施策というのが、この政策4施策10と言われているパートになるんですけども、政策4というのは保健福祉についての政策、そのうちの施策の10番として高齢者福祉の充実を掲げているところでございます。

こちらの高齢者福祉の充実につきましては全部で4つ、高齢者福祉のためにこういう

ことをやっていきたいという展開方向というのを掲げてございます。展開方向のまず1番として、高齢者福祉の充実を図るために介護予防と生きがい活動の推進を掲げております。2番目として、高齢者の支え合い体制の構築を掲げてございます。そして3番目としてきめ細やかな生活支援、4番目として高齢者の在宅療養生活の充実といったところを挙げております。

関連付けでいきますと、左側の国が掲げている項目の中では、例えば赤字で書いてある、「被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等の予防または軽減もしくは悪化の防止」といったことが掲げられていますが、国立市で掲げる展開方向1、介護予防と生きがい活動の推進につながるであろうということで、この赤い矢印が、あるいは任意記載事項の中の、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進というのは、緑色の矢印の根本ですが、展開方向1の介護予防であったり、あるいは展開方向2の支え合い体制の構築といったところにつながるのではないかとということで、緑色の矢印を引いた形になっております。そして、展開方向1の介護予防と生きがい活動の推進については、元気高齢者いきがい活動・介護予防事業推進といった項目が挙げられております。

以下同様に、学び合う環境の整備とか、サロン活動・生きがい就労支援、あるいは展開方向2の項目としては、孤立防止、高齢者による見守り活動等、元気高齢者が高齢者を支える仕組みづくりの推進、そして展開方向3のきめ細やかな生活支援としては、生活、介護、医療等の総合的相談、きめ細やかな支援・対応という項目を掲げてございます。そして展開方向4、高齢者の在宅療養生活の充実につきましては、在宅療養支援体制整備、認知症対応・市民啓発といった項目を挙げております。

これが右端の、緑色の冊子の後ろ半分に載っている第4次高齢者保健福祉計画というものに展開していった際、例えば真ん中の基本計画では展開方向2、高齢者の支え合い体制の構築が、保健福祉計画での施策1、地域で支え合う仕組みをつくるということにつながっていくであろうと。あるいは施策2、高齢者の生きがいづくりの応援であれば、基本計画の中の展開方向1、学び合う環境の整備といったところにつながるのではないかと。あるいはその一つ上の元気高齢者いきがい活動・介護予防事業推進といったところもつながるだろうということで、ブルーや赤の矢印でつないでいるところでございます。

以下同様に、施策3として高齢者の健康づくり、これは基本計画の展開方向1とつながるのではないかと、あるいは施策4、日常生活の支援については基本計画の展開方向3、きめ細やかな生活支援であったり、あるいは展開方向4、高齢者の在宅療養生活の充実といったところとつながるのではないかと。あるいは施策5として安心して住み続けられる住まいの整備ということは、実は基本計画の中では展開方向として掲げられていないのですが、国が掲げている基本指針の中の、中段にございます任意記載事項の1、地域包括ケアシステム構築のため重点的に取り組むことが必要な事項の、(五)高齢者の居住安定に係る施策との連携といったところとつながるのではないかと、という形で、矢印でつないでおります。

またこの矢印自体は、必ずこうであると、これでフィクスということではないので、また何かここここを関連づけしたほうがいいんじゃないかということを書いていただければ、こちらでも検討させていただきます。

そして、こちらの右端に、ブルーの字で書いてあるそれぞれ個別の事業というのがございます。施策1、地域で支え合う仕組みをつくるというところではございますと、民生委員さんに協力をお願いしている長寿慶祝事業であるとか、あるいは老人クラブ(連合会)活動支援事業とかいった、個別の事業がそれぞれの施策に位置づけられております

けれども、これらの福祉施策につきましても、従前であれば介護保険運営協議会ではなくて、別の会議体での計画策定に位置づけられていたところでございますが、介護保険運営協議会が昨年12月の条例改正で、この保健福祉計画自体の策定が移管されたところございまして、これらの高齢者福祉施策の各事業を、皆様に見ていただいて、検討していただきご意見をいただきたいということでございますので、このブルーで書いてある事業をまとめた資料というのが、今回配付させていただいた資料No.31になります。A3横長の紙で、左側をホッチキスどめしたものを配付させていただいておりますので、そちらをご用意ください。

こちらにつきましては、全部で34事業、このA3の紙で5ページにわたって記載されております。この表の見方でございますけれども、一番上に項目名が上がっておりますが、まず事業名称、これは事業に付されている名称でございます。その次にどういった事業であるのかを概略で示しております事業概要、その次に対象者という項目がございまして、左側に要介護認定者、二次予防事業対象者、一般高齢者という表記をさせていただきます。

この要介護認定者というのは介護保険で要支援や要介護等の認定がついている方、二次予防事業対象者といいますのは、今現在、厳密に言うと総合事業の対象者というふうになっているんですが、基本的には介護保険で要支援、要介護といった認定がついていない方、なおかつ体が少し弱ってきているとか、認知機能の低下、認知症というところまでは行っていないけれども、やや鈍ってきているところがございまして、このまま放置すると要支援、要介護の認定がついてしまうおそれがありますよという方、それが二次予防事業対象者という定義でございます。そして一般高齢者、こちらは心身に特に悪化の傾向が見られていない方、通常元気高齢者と言われたりするような方々でございます。そういった方たちが対象となるかどうか、体の状態に応じて、対象になったり、ならなかったりする場合、このマス目のところに、丸であったり、バツ、三角といった記号を使ってございます。そして対象者のさらに細かい補足説明がその右側に書かれてございます。

そこから右は、平成26年の状況、平成27年の状況、平成28年の状況というのがございますけれども、こちらはそれぞれの年度でその事業を実施したとき、対象の方がどのぐらいいたのか、あるいはその方たちに対してどれぐらいの事業を実施したのかといった状況を書き込ませていただいております。

例えば、1番目に書いてございます外国人等福祉給付金支給事業であれば、対象の方が1名いらっしゃいましたということでございます。これが例えば5番の高齢者食事サービスであれば、登録された対象の方が何人いらっしゃって、その方に対して、その年度で何万食の食事をお届けしましたということが示されています。

その次に、費用負担（本人）という欄がございます。これは制度上、何か福祉施策を行った際、ご本人様に負担金額を求めているかどうかという欄でございます。

その右側に平成27年度の決算額というものがございます。これはまだ平成28年度が決算されておられませんので、決算額が出ている最新の金額を掲載させていただいております。

その次に、通常あまり聞かない特定財源という言葉が出てございます。特定財源といいますのは、例えば補助金を受けているのかとか、受けていなければ国立市役所が税収から出すということなんですけれども、その部分、どういったところから補助を受けているのかという金額を示させていただいているところがございます。わかりやすい例でございますと、1枚めくっていただきまして、9番の高齢者緊急通報システム事業という

のが一番上にあるんですが、その特定財源というのは、東京都からの補助金が出ていますよという部分、それから本人負担金からこれだけの金額をいただいていますと。その左側に、平成27年決算額というのが出ていますので、およそ2,200万円強のお金が支出されて、それに対して1,000万円ちょっとの金額が東京都から補助されて、本人負担金がこれだけあるといったように見ていただければと思います。

またすみません、資料を一回戻します。その特定財源の右側に、根拠法令というところがございます。これは何に基づいてこの事業を行っているのかというところでございます。例えば一番上の外国人の方に対する給付金であれば、在日外国人等高齢者・障害者福祉給付金支給要綱、あるいは事業番号2番、養護老人ホームへの入所であれば、老人福祉法や老人福祉法施行令といった根拠となる法令が示さされております。

以上、雑駁ではございますけれども、こちらの資料の説明をさせていただきました。

【林会長】

はい。ありがとうございます。

ご説明があったように、この第4次高齢者保健福祉計画に載せてある施策が34個と非常に多くありまして、資料No.31に網羅してあるわけですが、もう少し整理できないかということで、この関連表をつくっていただいたところ、施策1、地域で支え合う仕組みをつくる、以下、施策2、3、4、5、その他というふうにできて、介護保険事業計画の基本指針に挙げた項目や、あるいは国立市の基本計画との関連が、このようになったということでもあります。

ただ、この関連を見ながらそれぞれ個々の施策についての検討というのも必要かと思うんですが、何分数が多いので、事務局のほうで今日はこの、施策というのがあるかと思うんですが、はい、事務局お願いします。

【事務局】

すみません、私、一点申し上げるのが抜けておりました。今日福祉策の一覧等見ていただきまして、基本的には先ほど資料No.32の縦長のもので、国が示している指針と、国立市で今現在持っている計画等の方向性であるとか、個別の事業という関係性を示させていただきました。現状、介護保険のサービスそれぞれを、例えば訪問介護が何億円必要であるかといったような推計につきましては、まだ国のほうから制度改正の見込み等、あるいはそのサービス見込み量の推計のためのコンピュータソフトの提供等もまだ受けていない段階でございますので、まず市が独自に行っているこれらの福祉施策につきまして、ことしの審議の前半部分は検討していただきたいと思いますと考えてございます。ただ、今見ていただいたこの資料No.31に載っている福祉施策は、34事業とかなりたくさんございますので、基本的には検討部会で集中的に、数をたくさん検討して行って、その結果を踏まえて皆さんにご利用いただくという方向でやっていきたいと考えておりますが、せっかくこちらの福祉施策を見ていただいておりますので、今日はこの全体会の中でも、資料No.31の1ページに記載されている事業から、事業番号3の高齢者入浴券支給事業と、事業番号4の寝具乾燥消毒事業について、事業内容の細かい説明を今一度させていただきます。それに対して皆様のご意見を頂戴できればと思います。

事業番号1番と2番につきましては、国立市の財源で行っている事業ではございませんけれども、基本的には事業の裁量性の少ない、公的年金の受給資格を持ってない高齢の在日外国人の方への支援であったり、あるいは老人福祉法できちんと定められている措置についての事業でございますので、事業番号3番の高齢者入浴券支給事業と4番の寝具乾燥消毒事業につきまして、皆様のご議論をいただければと思います。

ではまず、3番の高齢者入浴券支給事業、こちらは銭湯に入るときの補助というふう

にお考えください。対象となる方に、一月に4枚の入浴券を支給するという事業でございます。こちらは要介護認定者であっても、二次予防事業対象者であっても、一般高齢者であっても、お体の状態に関係なく支給するということになっております。実際にはどういう方を対象とするかといいますと、その右側の説明にございます70歳以上のひとり暮らしの方、もしくは平成20年度からはご自宅にお風呂がない方で、65歳以上の高齢者のみ世帯も対象というふうになっております。

こちらの対象の方を70歳以上のひとり暮らしとしておりますのは、ひとり暮らし高齢者の方は、お風呂に入るといのはなかなか、健康状態によってはリスクが高いところがございますので、ひとりでお風呂に入るといことに不安を感じるということですので、公衆浴場でお風呂に入っただけたらということ、こういった対象者の条件付けとなっております。

こちらにつきましては、平成26年であれば利用者数は245人、平成27年では246人、平成28年は年度の途中ですので、この資料のもとになったデータが9月現在だったんですけれども197人の方に利用していただく。これにつきましては本人費用負担はなしで、平成27年度の決算額としては375万8,340円が支出されたというところでございます。

そして、こちらは国立市で、高齢者入浴券支給事業実施要綱という形で要綱を定めて、それに沿って歳出を行っている、お金を払っているところでございます。

事業番号4番は、寝具乾燥消毒事業でございます。こちらは対象となる方の寝具について、月に1回、乾燥消毒を行うと。あと年に1回の水洗いを実施するという事業でございます。要介護認定者であっても、二次予防事業対象者であっても、一般高齢者の方でもこちらは対象となっております。正確な対象者ということではおおむね65歳以上の高齢の単身者世帯、高齢者のみ世帯、もしくはこれに準ずる世帯であって、加齢に伴う心身の障害及び疾病等の理由により、寝たきり状態にあるということが条件になっています。そして寝具の衛生管理をすることが困難であると市長が認めたものとなっております。ご自分でお布団を干すことができないといった方に対して、かわりに乾燥消毒を行いましょうということでございます。

こちら平成26年から、登録されている人員は16人、11人、平成28年度で9人となっております。平成27年度の決算額は28万6,848円ということで、こちらは国立市独自で要綱を定めて行っている事業でございます。

ざっとこの2つの事業でございますけれども、皆様からご質問、どういう部分がわからないかとかあるいはご意見、こういった事業はこうこうじゃないかといったところをいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【林会長】

はい。ありがとうございます。

今ご説明があったとおりですが、今日この3番と4番を取り上げるというのは、これらは国立市が独自にこの施策というか事業をやっているかどうかを、決めていいものだからということでしょうか。

事務局、お願いします。

【事務局】

こちらにつきましては、今、会長がおっしゃられたとおり国立市で要綱を定めて、国立市が自前のお金でやっている事業でございますので、裁量というのは国立市のほうにあるというところでございます。ただ、中には条例によって定められているものもございますので、その場合は議会を通して意思を決定していかなければいけません、この

3番と4番につきましては要綱による設置でございます。

ただし、今現在こちらの事業を行うという形での予算案は議会に提出済みでございますので、例えば今日この場でこれは要らないのではないかという結論に至ったとしても、平成29年度で即これをやめるかどうかというところは、またちょっと変わってくるところでございます。

以上でございます。

【林会長】

そうしますと、この資料No.31の右端、根拠法令というところで、何々実施要綱と書いてある事業については、国立市独自の施策として、この介護保険運協での議論の対象になるというふうに考えてよろしいでしょうか。

はい、事務局お願いします。

【事務局】

はい。おおむねそのように考えていただいて結構かと思います。ただ、先ほど申し上げました1番の外国籍の方の公的年金には入れない方といったような部分は、要綱ではございますけれど、ちょっと動かしにくいところかなというところではございます。

【林会長】

はい。ということで、34もありますので、ここの介護保険の運協でいろいろな意見を出して、国立市の施策に直接に反映できそうなものと、そうでないものがあるということですね。反映できるものはかなりあるんだけど、今日2つというのは時間的な関係ということで。

【事務局】

そうですね。全部を一度にはちょっと無理かと思います。

【林会長】

はい。ということであります。それで繰り返しになるかもしれませんが、こちらの介護保険運営協議会では、これまでは一般施策については、説明を受けたり質問したりしたことはあったかもしれませんが、これを採用するか、さらに充実させるか、あるいはもうやめてもいいのではないかというような議論は、してこなかったわけです。ただ、この高齢者保健福祉計画も、介護保険事業計画と連携させて一体のものとして、策定していくということになりまして、それをこの介護保険運協で、そういう仕事をやることになりましたので、これからは34の事業、その中には説明があったようにこれはもうやらざるを得ないというものもあるわけですが、そうでないものもいろいろあるので、こちらの運協で、今日の2つだけでなく、もっとたくさん議論しなければいけないわけですが、ただ一遍にやることはちょっとできませんので、今日はおもかくこの2つ、事業No.3とNo.4について、皆様のご意見を出していただきたいというわけでありまして。

ということで、今日はこの2つの事業に集中して議論を進めたいと思いますが、いかがでしょうか。質問でも。

はい、山路委員。

【山路委員】

一体的に議論するというのだったら、要綱だけこちらで議論できるという話ですが、もう少し全体的な議論をやったほうがいいと思います。できれば、この運協での議論だけでは限界がありますので、やっぱり小委員会なり、名称は何でもいいんですけど分科会でも開いて、この福祉施策全般が、今までなにゆえにこの制度がなされてきて、費用対効果から見てどうなのかということ、トータルで検証していく必要があるというのは、これを見ての印象なんですね。

それでこの資料の中で、できればそういう議論を進めるためにも、いつこの制度ができたのかというスタート年を記してください。なぜそういうことを言うかという、介護保険ができたことによって、それまで介護保険ができるまでは基本的には措置制度、国が税金で面倒見るという制度でやってきたわけですね。それは非常に限られた高齢者層が多かったわけですが。そういう時代につくられた制度で今も続いているのか、今まで連続と続いているのがおそらくかなりあると思うんですが、介護保険ができたことによって、大分事情が変わってきているというところを見るべきだろうと思うんです。

例えば、今、議論してくれと言われた3番と4番の問題ですが、高齢者入浴券支給事業というのは、よくよく見ると70歳以上のひとり暮らしで、相当利用人数は多いんだけど、結構な話なんだけれども、おそらく行っている人たちは元気高齢者なんです。でないと、ひとりで風呂に行けないじゃないですか。そういう人に、本当に入浴券をお支払いする必要があるんだろうか。元気高齢者だったら生き生き体操もやるし、何かやっているわけだから、わざわざ銭湯代まで負担する必要があるのか。というのを、基本的に疑問に思います。

それから寝具乾燥消毒事業というのは、寝たきり状態で寝具の衛生管理をすることが困難であるということであれば、介護保険で言えば要介護3以上ですね。要介護3以上であれば、相当濃いサービスが入っているわけです。ヘルパーさんが来ていけば、布団を干すことも介護保険ができたことによって可能になったわけですから、現実そうやっていると思います。それがなぜ必要なのか。

ということを考えると、やっぱり介護保険ができる前におそらくこの2つの制度はできていて、介護保険ができたことによって相対的には重要性は下がっているわけですから、こういうのはもう、これに限らずほかにもいっぱい議論しなくちゃいけないのは、これを見ただけでもあるんですが、こういう制度は私はやめたほうがいいと思います。

【林会長】

はい、田村委員。

【田村委員】

今の山路委員のお話ですけど、私はその前に見直し、検証をする前に、やはり利用者の方が現在でもいらっしゃるわけですね。行政のほうで、その利用者がどういう方で、どういう利用の仕方で、とても助かっていますとか、もうこれは必要ないんだというところをきちんと把握していらっしゃるのかどうか。そこを私はまず知りたい。本当に必要であるならば、やっぱり継続していかなきゃいけないし、必要のない人ばかりが使っているのだったら、それはもうなくす方向性でいってもいいと思うんですけれども、その辺の利用者、ここには数だけしか出ておりませんが、この方たちがどういう人たちなのかというところをどの程度把握していらっしゃるのか、ちょっとお聞きできればと思います。

【山路委員】

それは、私が把握しているかどうかということですか。

【田村委員】

いえいえ、そうじゃなくて、行政の方です。

【山路委員】

まあ、やってもらってもいいけど、そういうことをきちっとやるんだったら、こういう介護保険運協の場で、また調べ直さなくちゃいけないわけだから、本当にトータルできちんと議論する場が必要なんです。個別にやったら、それを調べるのも手間暇かか

るし、私は田村委員のおっしゃるのようにやったほうがいいと思うんだけど、だけどそれを個別にやっていたら大変時間がかかるわけだから、もう少し議論の仕方考えたほうがいいと思うんです。

今の田村委員の質問に答えられるんだったら、教えてください。

【林会長】

そうですね。

事務局、どうぞ。

【事務局】

個別の事業の細かい実態というところまで、田村委員のおっしゃるような実際の現場まで見てきているわけではございませんので、それについては確かに必要性は感じます。あと先ほど山路委員がおっしゃっていた、例えばこの2つの開始ですけれども、入浴券支給事業は昭和63年、寝具乾燥消毒事業は平成12年というところがございます。

実態把握についてはどのような方法があるのか。例えば全部見て回るとなると、入浴券支給事業の場合であれば200人以上訪問しなきゃいけませんし、何かサンプリング的なものでできないか、あるいは利用している人が他のサービス等につながりがある人で、何か調べたことがないかといったようなところもあわせて、調査方法も含めて考えていきたいと思えます。

【林会長】

はい。そのとおりでと思うんですね。ですからこの資料No.31を、今の提案としては、山路委員からは事業のスタート年を記してほしいという要望があり、田村委員からは利用者の実態をわかるようにしてほしいということが。

【田村委員】

実態というか、私は利用者の声を聞きたいんですね。その利用している方の実際の声を、調査というと、どういうふうな調査をなさるかわからないですけど、やっぱり人によってはこういう制度があるからこそ、今生活をきちんと維持できているという方がいらっしゃるわけですね。そうすると、今、年度を追ってみていくと、大分利用者は少なくなってきた。その少なくなってきた実情ですとか、その辺がわかれば、ここで部会をつくったほうがいいというようなお話が山路先生からありましたけれども、やはり委員としてみんながいろいろなことを把握しながら、ここで検討できるのが、私は一番いいんじゃないかと思うんですね。もし検討部会をつくったとしても、きちっとその部会での話をこの運協の中で反映させていただきたいと思えますし、そういう作業を地道にやっていかないと、だから本来はこの資料を渡されて、はい、検討してくださいというのは、私はとても、はっきり言って責任が負えない、というか、考えられないというふうに思っています。

【林会長】

はい、ありがとうございます。

個々の施策についてどうだというより、今のようなこの運協で、あるいは検討部会をつくるにしても、この資料だけでは足りないだろうということだろうと思うんですね。ですからどういった点が、データあるいは利用者の声として必要なのか、ということがありましたら、意見とかご指摘を出していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

はい、山路委員。

【山路委員】

今、田村委員が言われたことで若干異論があるのは、大体田村さんのおっしゃること正しいものだから、いつも異論はほとんどないんですが、利用者の声を聞いたほうがいい

いというのは、私はやめたほうが、やるに越したことはないけれど、やらないほうがいいと思うんです。なぜかという、一旦そういう制度ができて使っていれば、誰だってやめてほしくないと言うに決まってるじゃないですか。長寿祝金なんて、私はその典型的なものだと思うんです。これは、私が財政改革審議会にいたとき、77歳以上に長寿祝金を出してたんです。平均寿命を下回る人たちに何で長寿祝金を出しているのかということと、これは明らかにばらまき福祉の名残なんです。

やっぱり今やらなくちゃいかんのは、地域の支え合いをどうつくっていくのかというソフトの面であって、現金給付ではないんですよ。そういうのをいまだに国立は、77歳はさすがに第2回市議会でやかましく言ったせいでやめましたけれども、いまだにこういうばらまき、やっているじゃないですか。お金をもらってる人はいいに決まっていますよ。そういう意味での利用者の声を聞くのは、私はナンセンスだと思う。

【林会長】

ほかに、いかがでしょうか。

はい、林委員。

【林（瑞）委員】

項目によってあるんですけど、実際に地域包括支援センターと窓口の職員がかかわっている項目がたくさんあると思うんですね。例えば食事サービス、外出支援、ふれあい牛乳、寝具乾燥等々、そういったものの実態、どういうふうに逆に申請して使われているのか。例えば外出支援のタクシー券って、要は金券ですよ。月当たりバーンと使っちゃう人もいられるかもしれませんし、本当にその人ご本人に使われているかどうかという実態もあるかもしれない。

あと、ふれあい牛乳についてはこの間いろいろ、安否確認というところではあったんですけども、わかっているところでは、逆に言うとシルバーピアのような安否確認しているところにも、実はふれあい牛乳というのはまだ配達されているんですね。以前、高齢者のサービス付高齢者向け住宅のところは廃止になったんですけども、そういった実態等が現場の職員のところでも、ここについては必要性がある、ないというのもある程度、意見というのはあると思うので、それもちよっと参考の一つ加えていただけると、少しは議論になるのかなと思います。

【林会長】

はい、ありがとうございます。既に現場でこういう実態を見ていらっしゃる地域包括支援センター等の職員の方は、かなりわかっている面もあるんじゃないかということですね。そうだろうと思うんですが、やはり34個分はちょっとあれなので、どうしますかね。

課長、高齢者支援課として、この34の事業についての評価というんですかね、どういった形でされているんでしょうか。

【事務局】

こちらの出ている事業につきましては、基本的に事務事業マネジメントという一つ当たりがエクセルA3で2枚程度の資料になるんですけども、大体どれぐらいの職員、マンパワーを張りつけて、どれぐらいの経費を掛けて、どれぐらいの対象者の人にどのように行っているかといった分析表を、毎年つくってはおります。ただ、そちらをつけるとなると、1事業当たりA3で2枚ですので、およそ70ページの資料になりまして、これ、担当職員でもこれを書いて、読んで、理解して、分析して、は非常に、かなり重たい作業にはなってくるんですけども、そういった評価で、基本的に今行っている事業というのは、廃止という結論を出していない事業です。主管課で廃止というふうな形

で結論を出している事業は、基本的にはございませんので、それを含んだ上で、運協の委員の皆様はどういった事業で必要性があるのか、ないのか、あるいはこうしたらいいんじゃないかといったような意見がもらえれば一番と考えたんですけども。田村委員のご指摘の、この資料だけでは不足であろうということも、確かにおっしゃるとおりのところもございますので、今日もしこの資料でこんな項目があったら、もっと議論ができるんじゃないかといったことでも結構でございますので、ぜひ皆様の忌憚のない意見をいただければと思います。

【林会長】

はい。そうですね、これを一つ一つ見ていくという、34を1個ずつ、既に事務局のほうでやられている事務事業マネジメントですとか、そういったフォーマットを見ていくということも、かなり大変な作業でしょうけれども、それもこの事業の継続あるいは廃止みたいなことを議論するのであれば、それはやる必要があるだろうと思うんですね。

もう一つは、それを一個一個見るというか、まとめてみるという言い方があって、今回の資料No.32は、かなり画期的な資料だと思うんです。というのは、施策の1、2、3、4、5、その他ごとに分類してみたということにして、ですから例えば今見ている2つ、No.3とNo.4は、施策4の日常生活の支援というところに入っています。ですから、ここの施策4に入っているのは、No.3、4、5、6と10個ぐらいありますが、要するに国立市が高齢者の日常生活の支援ということに関して、一般福祉事業として何をやっているかというリストが、ここに出ているわけです。

ですからこのリストを見ながら、それぞれの事業がいろいろないきさつはあったにせよ、現時点で見て、非常に役に立っているものもあれば、あるいはもしかしたら必要性が落ちてきているというものもあるかもしれません。で、今やっている事業だけでなく、国立市として高齢者の日常生活の支援を充実させるのであれば、こういう事業が必要なのではないかという、新たな提案というか、新規事業の提案というのをこの運協でもいいんじゃないかとも思うんですね。

ということなので、一個一個見ていくと同時に、もう少しまとめて見て、これらの事業の必要性を見るような、そしてこれが抜けているというような新たな提案をするような作業も、必要ではないかと、今、思ってございます。

さて、ということで、いろいろ話がまとまらないんですが。

はい、石田委員。

【石田（啓）委員】

新しい事業ということで、この一覧表をいただいたときに今までものすごくもやもや、もやもやしていたものがちょっと整理された気がしたんですね。それはなぜかという、例えば医療保険とか、介護保険とか、福祉政策、そういうものはギブアンドテイクっていうか、私たちが市民、国民が税金を払って、その税金の中でまたそういうものをお返ししていくという、そういうふうに感じていたんですけども、介護の場合には、今回の新総合事業になってから、それがより強くなったかなと思うんですけど、何かすごく不平等感というのか、そういうものが湧き上がってきていたんですね。それは私自身が7年間にわたって介護をしていて、今もまだちょっとそれが続いている状態の中で、介護をしている者に対する施策が何もないとか、介護している人は身体的にも、社会的にも、精神的にもものすごく追い詰められているところがあるのに、それに対してちょっとしたねぎらいみたいなもの、そういったものがあってもいいんじゃないかなとすごく感じていたんです。

例えば、5番の食事サービスなんかでも、65歳以上の一人暮らしまたは高齢者世帯、

ただしここには高齢者世帯でも元気な人がいる場合はだめとか。元気な人はあくまでも、一生懸命働いて、働いて、働いて介護をして、せめて1週間に1回ぐらい、夕御飯に食事サービスありますよという、そういうねぎらいの気持ちみたいなものがあつたら、とてもいいんじゃないかなって思いました。

その食事サービスとか、22番の保養施設の事業とか、27番のシルバーパスとか、そういうところで少し介護をしている人に対する優しい気持ちを出せないかなと、これを見てそんなふうに感じました。

【林会長】

ありがとうございます。とてもいい意見を言っていたと思います。

ほかにいかがでしょうか。

はい、木藤委員。

【木藤委員】

私はこれを、とりあえず今日は3番と4番と言われたとき、この情報だけでこの場で議論するのは、ちょっと無理なんじゃないかなと思いました。

それと今、事務局のほうでマネジメント指標ですか、そこで指摘とか改善の要望が出てくる内容もあるんじゃないか、ないんですか。

【林会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

我々が主管課で行う事務事業マネジメントシートを出した上で、政策経営のほうで評価を行うというふうになるんですが、そちらのほうは、政策経営部のほうで行った評価というのは、主管課に戻す形でなくて、事務事業評価委員会への提出といった形になっていますので、うちで評価を行ったものに対する外部からの注文というのは、うちでつくったシート全部に入っているということではないということでございます。

【木藤委員】

それはそれでしようがないと思うんですが、ただ、一つの事業を見ていく中では、先ほど田村委員が言われたように利用者の意見もあるでしょうし、林さんが言われたように実際どういった、担当のほうはどういうふうに見ているのか、それともう一つ、大きいところは山路先生が言われたように、やはり介護保険制度との絡みですよね。ですから、介護保険制度にプラスしているのか、それとも中にはいわゆる要介護認定の人は使えないような制度もあるということなので、そことのバランスは出てくるのかなということと。

やっぱり細かく見ると、私も全く知らないわけじゃないんですが、高齢者入浴券支給事業なんかですと、今現在、市内には銭湯1つしかないですね。それで全地域から行っているということは考えられないですね。それと、以前には金券ショップに出回っているとかいうことも、あつたようなことも聞いていますし。

そうすると、そこら辺の問題とか、いわゆる不正使用とかいう問題とか、実際にそれが平等に、公平に使われているかということも当然出てくるんじゃないかなと思うと、一概に、今、一つの事業だけでも、この場でなかなかそこまで掘り下げることができるのかなというのは、ちょっと疑問に思っているところです。

【林会長】

ありがとうございます。

ちょっと、この事業の評価ということに入っていきたいと思うんですが、評価のためにはやはり、評価の視点ですとか、尺度とか、そういったことも議論した上でないとな

かなか、必要なデータは何かとか、わからないかなとちょっと思ってまいりました。

今日、事業No.3とNo.4の2つだけやってみたのは、試しというのもおかしいんですが、どういう、こんな形で議論を進めていけるのかなというので、ちょっとパイロットスタディー的な意味もあったのかなと思うんですね。ただ、これだけの資料ではやはり、この2つの事業ですら十分な評価とか、議論ができないということがわかってきているように思いますので、もう一度、この議題については仕切り直しみたいな形になるのかなと思いますが。事務局からもし何かありましたら。

【事務局】

今、1つ、2つでも皆さんにご議論いただけたらというふうに考えて取り上げたところではございますけれども、何分資料にもデータが不足しているというご指摘もいただきましたし、議論していただくためにはどういったデータが必要になるのかとか、あるいは先ほど申しました実際に利用されている方の声といったものが、地域包括支援センターの窓口の方等から聞き取ることができるのか、いろいろな方法とか資料が考えられますので、またちょっと、一度検討の方法について、考えさせていただきたいと思いません。

【林会長】

はい。ということですので、議題2については、今日はここまでということにしたいと思えます。

それでは次に、議題の3番目ですが、既に2月23日から議会が開催されているようでして、ただ、まだ最終本会議は終わっていないということですが、この3月議会に提出している議案等の概要について、事務局から説明をいただきたいと思えます。

では、事務局お願いします。

【事務局】

それでは、条例改正案と補正予算案を、この3月の議会で提出しておりますので、その内容についてご説明させていただきます。

まず条例改正案ですが、国立市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案ということで、提出させていただいております。こちらの議案は、特に所得の低い第1号被保険者の介護保険料軽減についての条例改正でございます。この保険料軽減は平成27年4月から消費税引き上げによる公費を投入して実施されているもので、具体的に申し上げますと、国立市の現在の第1号被保険者の、所得が第1段階の方なんですけど、第1段階の方の保険料というのは市独自の保険料率で、基準額の4割、0.4を掛けた金額ということで2万7,100円というのが、市独自の保険料率から導き出される第1段階の方の年額保険料となっております。

しかし、平成27年4月から介護保険料の軽減強化ということで、こちらの第1段階の方の保険料率を0.05引き下げた0.35を基準額に掛けた金額で、第1段階の方の保険料は2万3,700円ということで、平成27年度からの保険料を設定させていただいております。それにより、1人当たり年額3,400円、第1段階の方の保険料は軽減されているというのが、現在の状況です。

消費税率の引き上げが、この制度が平成27年度に始まったとき、平成29年4月に10%にまた消費税が引き上げとなるということで、その実施されることを前提に来年度、平成29年度は対象を第1段階の方のみから、第1段階から第3段階の方まで拡大し、また率も、第1段階の方については引き下げた形で拡大する予定ということになっておりました。しかし消費税の引き上げが延期となりまして、ここで厚生労働省からの通知も出まして、まず第1段階の方の保険料軽減、現在の0.35の状況を継続して、

平成29年度も実施するという事で通知が出ましたので、それに基づきまして条例改正案を提出したものでございます。

実際、保険料の軽減で、給付費の5割の公費とは別枠で、公費を投入するという事で、その財源については、負担割合としては国が2分の1、東京都が4分の1、市が4分の1ということとなっております。

議案の内容としましては、こちらの条例の附則に規定している保険料の特例についての適用期間の改正ということで、もともと平成27年度及び平成28年度は0.05の軽減ということで条例案を規定しておりましたが、そちらを平成27年度から平成29年度までということで、その期間の改正という内容で、提出しております。

施行日は、平成29年4月1日です。

条例改正案については以上となります。

引き続きまして、補正予算案の説明をさせていただきます。

今回、平成28年度の最終の補正となりますので、執行見込みによる補正の金額が大半を占めます。実際に提出している補正額は、403万6,000円の減額補正です。内容につきましては、まず総務費につきましては、嘱託員報酬の減額、また介護予防、日常生活ニーズ調査の委託料の契約差金が主なものでございます。

介護給付費につきましては、補正額としてはゼロとなっておりますが、サービスの種類によって増減、居宅介護サービス給付費、特例居宅介護サービス給付費、地域密着型介護サービス給付費については、減額の補正を出させていただいております。施設介護サービス給付費、居宅介護サービス計画費、介護予防サービス給付費については、増額の補正を出しております。

予算の組みかえということで、介護給付費全体としては、増減なしとなっております。

また基金の積立金ですが、こちらは6,274万7,000円の増額とさせていただいております。平成28年度の保険料の歳入見込みが増えるということで、その分を積み立てられるということで、この金額を計上しております。

次に地域支援事業費ですが、こちら事業の執行見込みによる減額となっております。地域支援事業費全体としましては、6,232万5,000円の減額となっております。

最後に諸支出金ですが、こちらは平成26年度介護給付費財政調整交付金の返還がございまして、こちらが22万7,000円の補正を上げております。これまでのご説明が歳出の金額に関するものなんですが、それに対する歳入としましては、保険料については先ほど申し上げました歳入見込みが増加しているということで、4,902万9,000円の増額、それ以外の国庫支出金、支払基金交付金、都支出金、繰入金につきましては、総務費や介護給付費、地域支援事業費の補正額から財源のルールに基づきそれぞれの金額を減額補正ということで計上しております。

金額としましては、国庫支出金が1,637万8,000円の減額、支払基金交付金につきましては1,749万円の減額、都支出金につきましては673万1,000円の減額、繰入金につきましては1,246万6,000円の減額とさせていただいております。

本日は、議会開催中ということもありまして、口頭でご説明させていただきました。

私のほうからは以上です。

【林会長】

はい、ありがとうございました。

数字が多いので資料があったほうがよかったと思うんですが、議会が終わっていないというご説明でした。

はい、事務局お願いします。

【事務局】

すみません、少しだけ補足させていただきます。

ただいまの補正予算の説明ですけれども、基本的には歳出額の調整をして、実際の支出の実態に合わせる形で行っております。ただ、今回通常の補正と若干違う点が、通常であれば決算が完全に終わった後で、準備基金への積立ができるかどうかという数字を出していくところでありますが、今年度、決算まで行く手前である程度の積立ができるということが、会計上の見通しでたちましたので、6,000万円強、積立をさせていただきます。

ただ、通常介護保険事業計画を皆様に説明していく中で、今回の第6期の事業計画については、3年間で8,000万円を取り崩すというお話で保険料の水準を決めさせていただきます。ただこれが、普通であれば介護保険事業は3年間を一つの事業期間としますので、1年目で黒字が出て、2年目で収支が均衡して、3年目で赤字を取り崩すというのが通常一番いい形になるはずなんです。今回2年目でも積立ができたというところがございますので、当局としましてもその点について多少分析をしていくことで取り組んでいるところでございます。

一番大きな要因として考えられるのが、新総合事業の給付に当たる部分のサービス事業費が、思ったより伸びなかったということで、今回4,500万円ほどの減額をしております。それに伴って国庫支出金等も減額してくるわけでございますけれども、保険料については3年間一定の水準でいただいているということもございまして、2年目であるにもかかわらず、ある程度の積立ができるということが起きているのが1点。もう1点、被保険者の数、高齢者の方の人数ということなんです。事業計画策定時よりも、今400人ほど多いということがございまして、歳入が多くはいつてきているということもあるかと思われま。

これに対して給付のほうは、事業計画より多少は多いという形では出てはいるんですけれども、そういったことでどこが一番影響しているのか、あと国からの満額出るか、出ないかのパーセンテージが変わる財政調整交付金のほうも、当初計画時よりも若干多くはいつてきているというところもありますので、こちらの推移につきましても、ことしのおそらく夏になると思うんですけれども、決算が終わった後の事業状況の報告の際に、何か要因があったかどうかというところについて、またお話しできればと考えております。

ちなみに、準備基金のほうは今現在、2億4,000万円ほどの積立金がございます。こちらの補正予算案が可決されれば、もう6,000万円ほど積めるということになりますので、今年度末の時点で3億円近くの準備基金が積み立てられるといった見込みでございます。

以上でございます。

【林会長】

ありがとうございます。ちょっとメモをし切れなかったんですが、地域支援事業費について、減額ということでご説明があったと思うんですが。

【新田委員】

4%枠という話でいいんですよね。

【事務局】

今それが変わって。保険の何%という枠ではなくなって、平成26年度決算からの人口増加率になっています。

【新田委員】

了解しました。

一つ、ここで考えなきゃいけないのは、先ほどの基本計画と同じで、地域支援事業分のあれが、思った以上にできなかったというのは、大いに我々反省しなきゃいけないところだろうと思います。かなりやったつもりなんだけど、やっぱりなかなか行かない。住民主体の事業になってくるわけなので、そここのところが、それだけの予算がある中で使い切れなかったと。準備基金を残したのはいいことなんだけれど、これ、次の保険料におそらくかなり来るんだけど、しかし準備基金を残すという議論はかなり前にやったはずで、それ以上という話ですよ、今日は。そここのところが、ちょっと予測が外れたのは、やっぱり一方で残念なことかなというふうに思います。

【林会長】

ありがとうございます。

今、事務局から説明があった議会の提出議案について、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【山路委員】

今の新田先生の話で、地域支援事業を使われていないというのは国立だけじゃないんですよ。厚生労働省はけしからんことに、この前自治体向けの説明会のときに、大体日常生活総合支援事業、地域支援事業は、3割もできればいいほうだと思ってたという本音を漏らしていて。要するに、国立はおそらく相当やっているほうにしても、応用問題が多過ぎて、それぞれの地域が本当に工夫してやらなくちゃいけないのに、それができていないということが、これは国立はともかく、と言っているのかよくわからないけれども、やっぱり自治体はもうちょっと、本当に住民を巻き込んで、多少お金を使って本気になってやれていないということです。それをもう仕切り直して、やらなくちゃいけないなという感じはしますよね。

【林会長】

ありがとうございます。

ほかに何か、これについてございますでしょうか。

それでは、この議題の3はこのぐらいにしまして、その他について、事務局から説明してください。

事務局、お願いします。

【事務局】

その他につきまして、何点かございます。

まず2点ほど。実は今現在、国立市役所の高齢者支援課で所管している土地と建物というものが、2件ございます。一つは東二丁目に更地の状態ですけれども土地がございまして。そして富士見台二丁目に土地、建物がございまして。

これらについてですが、東二丁目の土地につきましては、かなり昔の話になってしまったんですけれども、平成24年に寄贈を受けております。その土地につきまして、前佐藤市長のときから、介護保険の事業所を公募したいということで取り組んできたところがございますが、今現在、公募のための近隣の方との調整が一段階進んだところがございます。小規模多機能型居宅介護事業所で、この土地の寄贈をしてくれた方の意向、こういうふうに使ってほしいといった希望として、地域の方が交流できるような場にしてほしいということがございましたので、小規模多機能型居宅介護事業所に地域の方が交流できるような機能、もしくはスペースをつけた形で実現したいということで、これから公募を行っていくところがございます。

小規模多機能型は、介護保険の地域密着型サービスに位置づけられておりまして、従

来も介護保険事業所としての公募の選定は、こちらの介護保険運営協議会で選定を行っていたところですので、近々に公募を行って手挙げがあった場合、介護保険運営協議会での選定を行っていただくということでございます。

ただ、地域交流スペースであるとか、あるいは土地が市の土地であるといった今までにない条件になってきますので、再度詰めて、公募に踏み切る段階で内部調整ができたところで、運協の委員の皆様方にもこのような形で行いたいということで、報告をさせていただきますと考えております。

何分、寄贈いただいてから時間がたってございますので、そのスキーム、枠組みにつきまして、全力で取り組んで、決まり次第ということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また富士見台二丁目は、福社会館という市の公共施設のすぐそばにあるんですが、土地と建物がございまして。こちらはもともと所有者だった方が亡くなられた際、遺言によって遺贈していただいたというところがございます。こちら平成27年に遺贈いただいてございましたが、建物についての耐震改修工事を執り行ってございました。その工事が先日終わりました。来週、高齢者支援課に物件の引き渡しが行われます。

こちらにつきましては、近隣住民の方も含めて、誰でもふらっと立ち寄れる居場所として使っていただけないかということで、しかもその居場所の運営にも、住民団体の方に取り組んでいただければということで、その住民団体の公募を行っていきたくております。こちらは、できることであれば4月に、運協の場で選定ができればと考えておりますので、公募の詳細はこの場ではちょっと発表できないんですが、決まり次第公表していくとともに、運協の皆様にもこういった視点で選んでいただきたいということで、ご相談さしあげようと思っております。

すみません、順序が逆になりましたけれども、こちらの緩やかな居場所づくりにつきましては、介護保険法に規定されている新総合事業と言われている事業、こちらの住民主体の通いの場所としての運営と、その補助というふうに考えておりますので、こちらにも介護保険運営協議会の皆様にも、その選定をお願いしたいと考えております。

以上が、その他の1点目と2点目でございます。

3点目は介護保険係長から、日程についてちょっと。

【事務局】

では次回の介護保険運営協議会ですが、4月21日金曜日、会場はこちらと同じ、第1・第2会議室で行いたいと思います。

また通知のほうは委員の皆様にお送りしますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】

すみません、先ほど富士見台二丁目の選定を4月にできればと考えているということがお伝えしたんですけれども、次回の運協、4月21日ではちょっと間隔が短いので、4月末のほうで、もう一回できたらと考えておりますので、そちらもまた固まり次第、連絡させていただきたいと思います。

【林会長】

その公募の選定というのは、運協でやるということですね。

【事務局】

はい。

【林会長】

はい、田村委員。

【田村委員】

何点かちょっと確認と質問なんですけれども、東二丁目の公募に関してなんですけれども、公募して、何件か応募の方があったとしますね。それに関してこの運協で選定するとき、当然、公募した事業所の方たちからプレゼンを受けるわけなんですけれども、そのときに市民の方の傍聴というのは可能ですか。

【事務局】

傍聴につきましては、基本はできます。という形でやってきました。ただ、最後のプレゼンが終わった後で、採点してどこそこに決めましょうというところの、委員さんの意見交換、その場所はちょっと傍聴者の方がいらっしゃると、あの委員がこう言ったからこうなったという経過が、プレゼンテーションを行う側に伝わってしまいますので、通常、地域密着型サービスのプレゼンテーションの場合は、最後の採点してここにしましょうとか、ここはこういったところが心配だとかいった意見交換の際は、傍聴の方にも外に出ているという取り扱いをしております。

【田村委員】

わかりました。

それから、富士見台のほうなんですけれども、これは新しく新総合事業として本当に市民が主体的に、自発的に、市民が参画するような形で事業がこれから進められていくという、非常に期待したい事業だと、私は思っているんですけれども。

この管理運営に関しても公募するということなんですけれども、一つ、私は提案としまして、今、実際に地域でいろんな方がいろんな活動をされていますよね。そういった方たちを対象にしながら公募すると思うんですけれども、その公募するとき、一つの団体とかそういったところがお互いに競り合いながら選定されるということではなく、ここでこういうことをやりますけど、やりたい団体はありますかということで募集をして、幾つかの団体からそういう声が上がると思うんですね。そうしたらそういう人たちが共同で運営できるような体制づくりを、新しい試みとしてやっていったらどうかなと思うんですね。事業をやっていく、どういう事業にしていこうとか、どういう居場所にしようかということ、もうその人たちだけで話し合いながら、そこに行政が入って官民一体となって、本当に市民参画型のものができるかなと、私はちょっと考えたんですね。すごくおもしろいんじゃないかと。結構創造をいろいろ要求されるようなところで、またチャレンジしたいというか、特にリタイアした人たちのいろいろな経験を生かしていく場所としては、すごくいいと思うので、そんな方向もちょっと考えていただきたいなと思いました。

それからもう1点は、シニアカレッジ、前回簡単な報告をお聞きしましたけれども、シニアカレッジを修了された方たちが、あの方たちは新総合事業の中で、地域の中で主体的な、いろんなことの担い手として育成したというふうに考えているわけなんですけれども、その方たちが地域の中でどういう形で活動されるのか、それを行政はどういうふうにもたまたそれを育てていくのか、応援していくのかというようなことを、どんなふうと考えていらっしゃるのか教えていただきたいと思います。

【林会長】

ありがとうございます。

じゃ、事務局お願いします。

【事務局】

現在、シニアカレッジの皆様、修了した後にどのようにまた皆様の活動状況を把握して、行政としてどのようなバックアップなり、修了後の支援も含めて、どういうことができるのかというのを検討しているところです。具体的に、個別に皆様に、いついつ何

をやりますので集まってくださいというような働きかけ自体は、まだしていません。そのやり方自体も、実はどのような働きかけがよろしいのか、逆に言うところから働きかけること自体の意味を、きちんとこちらが認識していないと、また行政から声がかからないと動きが始まらないとか、そんなようなことになってしまうと、逆の方向というか、結局市民の皆さんの、もともと持っていらっしゃる活動力がうまく発揮されないと困るので、そのあたりを今、生活支援のサービス体制の研究会の皆様、あるいはシニアカレッジのコーディネーターの先生方とご相談しているところなので、そのあたりももう少ししたらはっきりしますので、そうしたらご報告させていただきたいと思えます。

【林会長】

はい。それと富士見台二丁目の公募の方式について、田村委員からこういうのはどうかという提案がありました。

【事務局】

今回の富士見台二丁目の公募と、利用の形態なんですけれども、一義的には家賃を取ってしまうとなかなか皆様活動しづらいと思えますので、これは議会に対しても報告しているところなんですけれども、無償での貸し出しができないかということを図っていきたいところです。

ただ1点、地方自治法という法律がございまして、財産の正当な対価なくしての貸借につきましても、議会の議決を得なければならないと、そういうハードルがございまして、今、田村委員がおっしゃったようないろいろな人がミックスしてやっていくというのは、非常に私も魅力を感じるころなんですけれども、最後にその財産の貸付のところ、誰を相手にするのかといったこと、それといろいろな人が参画するところをどういうふうにするか、といったところがちょっと難しい点ではあるんですけれども、例えば募集要項の中で、どれか1つ、あるいは2つの団体になるかわからないですが、やっていただいたとして、その利用の形態に当たってはいろいろな人に参加してもらうようなやり方をお願いするとか、といったことも考えられるのかなというところで、今、ちょっと要綱等の整備を図っているところでございます。

【事務局】

できるだけやわらかく考えていきたいというのが一つありまして、幾つもの団体の方々が地域で活動されているという状況は、今ちなみに包括支援センターのほうで個別にヒアリングさせていただいている団体だけでも、70を超えていますので、かなりあるんですね。そこをつないでくださろうとしていらっしゃる団体さんも、いらっしゃいますし、いろんな角度で皆さんが動かれているというのを、私どもも認識しています。ですので、例えばAの団体さんとBの団体さんと、ターゲットをAにして、Aの団体さんが選ばれたとして、Bさんがそこに後から加わるとかというフレームよりは、もしかするとおっしゃったような、A団体、B団体、C団体、いろいろあって、もしかして皆さんの取り組みの、団体の代表の方は1人決めないといけないとは思いますが、事前にそういうふうな調整が、行政が入ることでもどの程度可能なのか、その辺の実現可能性もきちんと模索しないとだめなんじゃないかと、今お話聞いて思いました。

【林会長】

はい、田村委員。

【田村委員】

今の課長さんのお話で、柔軟にいろいろとやっていけたらいいなと思うんですけれども、私、最近あるところの、社協ともども地域でやっている居場所のところを見学してきたんですけれども、やっぱり住民主体でお金のない人たちがやっていくのはもう、長く継

続させる一つのヒントとしては、行政それから公的な機関、準公的機関みたいなところが下支えをしていく必要が、すごくあるなと思いました。住民の主体性に任せるということでなくて、それを応援しているんだというようなことがないと、やっぱり住民は何かあったときにめげちゃうということもあるし、それともう一つ大事なのは、今、点であるところを少し線につなげていくという、そここのところに行政はかなり支援を入れられるんじゃないかなというのは、この間行ってきたところから、とてもよく感じたんですね。

国立の団体を見ていますと、非常に自立性が高くて、それぞれ皆さんご自分のやっていることを、とても大事にしながらやっている。それはすごくいいんですけども、お互いにじゃあ、どんなことやってるの、どんなことで困っているのというような、お互いに連携じゃないんだけど、情報交換したりという場はすごく少ないなと思ったんですね。そこでは、だから同じようなことをやっている人たちの、必ず数カ月に1回か、毎月なのかわかりませんが、必ず話し合いをしていて、それでお互いに困っているところの情報交換をしたり、ヒントを出し合ったりというようなところで、やっている人同士の支え合いをつくりながら、地域で継続させているというモデルをちょっと見てきたんですね。それはすごくおもしろいなというふうに思いました。

だからそういった部分では、行政のほうがサポートできるんじゃないかなと思います。

【林会長】

はい。ほかに何かございますか。

ちなみに、契約期間って何年なんですか、富士見台二丁目ですか。

はい、事務局。

【事務局】

今現在考えていますのは、3年を目安に、介護保険法による新総合事業を考えておりますから、介護保険法自体の制度改正のペースが3年に一度というのがございますので、そこに合わせていければと考えております。

【林会長】

ありがとうございます。

ほかに何か。

事務局からその他は、以上ですね。

委員の皆様から、何かございますか。

ないようでしたら、今日はこれで終わりたいと思います。どうもお疲れさまでした。

—終了— (20 : 50)